

家電4品目について

家電4品目は、家電リサイクル法に基づいて廃棄する人がリサイクル料金を負担してリサイクルシステムにのせることになっています。通常の家電製品のように埋立ごみの日に地域のごみ集積場所に出しても、行政回収することができません。家電リサイクル法に基づき、適正なりサイクルの手続きをお願いいたします。

家電リサイクル法がどうしても必要なのか。

一般家庭から排出される家電製品は年間約60万トンにも及び、これまではそのほとんどが埋め立てられてきました。しかし、埋め立て地には限界があり、いつまでも埋め立て続けるわけにはいきません。また、埋め立てられる廃家電には再び利用することができる有用な資源がたくさん含まれているのです。そこで、有用な資源の再利用を促進し、廃棄物を減らすために、家電リサイクル法が誕生しました。

処分について

I 家電リサイクル法の対象

1. エアコン(室外機も含む)
2. テレビ(ブラウン管式テレビ、液晶・プラズマ式テレビ)
3. 電気冷蔵庫、冷凍庫
4. 洗濯機、衣類乾燥機

II 家電リサイクル法の対象外

1. 業務用として製造・販売されているもの、
2. 電源に乾電池や充電式電池を使うポータブル式の液晶テレビなど

参照 《家電リサイクル券センターのホームページ》

http://www.rkc.aeha.or.jp/text/p_4list.html

Ⅲ 家電リサイクルに必要な費用

家電4品目のリサイクルに必要な費用は、リサイクル料金、振込手数料、収集・運搬料金です。ただし、自分で指定引取場所に持ち込む場合は、収集・運搬料金は必要ありません。

1. リサイクル料金(例)

製造事業者名 : P株式会社

製造事業者コード: ▲●■

| エアコン | テレビ | | | | | | 冷蔵庫・冷凍庫 | | | 洗濯機・衣類乾燥機 |
|---------|---------|---------|---------|----------|---------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|
| | ブラウン管式 | | | 液晶・プラズマ式 | | | 区分なし | 170リットル以下 | 171リットル以上 | |
| 区分なし | 区分なし | 15型以下 | 16型以上 | 区分なし | 15V型以下 | 16V型以上 | | | | 区分なし |
| 品目・料金区分 | 品目・料金区分 | 品目・料金区分 | 品目・料金区分 | 品目・料金区分 | 品目・料金区分 | 品目・料金区分 | 品目・料金区分 | 品目・料金区分 | 品目・料金区分 | 品目・料金区分 |
| コード | コード | コード | コード | コード | コード | コード | コード | コード | コード | コード |
| 10 | 20 | 21 | 22 | 50 | 51 | 52 | 30 | 31 | 32 | 40 |
| 1,404円 | - | 1,836円 | 2,916円 | - | 1,836円 | 2,916円 | - | 3,672円 | 4,644円 | 2,484円 |

(備考) メーカーによって、リサイクル料金は異なります。

参照 《メーカー別リサイクル料金一覧表》

http://www.rkc.aeha.or.jp/text/p_price.html

IV 処分方法

■ 買い換える場合

- 1 新しい製品を購入する家電小売店に引取りを依頼してください。
 - 2 費用を支払って引き渡します。
- ※費用は依頼した家電小売店にお問い合わせください。

■ 廃棄のみの場合

- 1 過去に製品を購入した家電小売店に引取りを依頼してください。
 - 2 費用(収集・運搬料金、リサイクル料金)を支払って引き渡します。
- ※費用は依頼した家電小売店にお問い合わせください。

■ その他の場合

- ・ 以前購入した店舗が廃業してしまった
- ・ 引っ越し等により購入した店舗が遠方である
- ・ どこで購入したか忘れてしまった
- ・ 懸賞で当たった、人から譲り受けた
- ・ 通信販売で購入した

などの場合は、次の方法でリサイクル処理をお願いします。

① 家電小売店に引き取りを依頼する場合

1. 家電小売店に問い合わせ、費用や引き取りについて相談してください。

② 一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する場合

1. 町が許可している一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼します。
2. 費用を支払って引き渡します。

※費用は一般廃棄物収集運搬許可業者にお問い合わせください。

※松前町一般廃棄物収集運搬許可業者を見るには、下のリンク先の「一般廃棄物収集運搬許可業者一覧」というPDFファイルをクリックしてください。

参照 《一般廃棄物収集運搬許可業者一覧》

<http://www.town.masaki.ehime.jp/soshiki/4/ippai.html>

③ 町に依頼する場合

1. 廃棄する家電のメーカー名をメモします。テレビや冷蔵庫・冷凍庫の場合は、型式・容量によって料金が異なる場合があるため、大きさもメモしましょう。

参照 《家電4品目一覧》

http://www.rkc.aeha.or.jp/text/p_4list.html

2. 郵便局・ゆうちょ銀行で家電リサイクル券を入手し、メーカー名等を記入の上、リサイクル料金を振り込みます。(振込手数料が必要となります。)

参照 《郵便局振込方式》

http://www.rkc.aeha.or.jp/text/p_procedure_p.html

3. 廃棄する家電製品の向かって右側側面上部(液晶・プラズマ式テレビのみ背面左上部)に家電リサイクル券を貼り付けます。

参照 《リサイクル券貼付時の注意》

http://www.rkc.aeha.or.jp/news/2005_05_24/h16001.pdf

4. 特定家庭用機器廃棄物収集運搬申請書を町役場町民課ごみ対策係へ提出します。
5. 収集運搬手数料(2,600円から)を支払います。
6. 指定日に道路に面した場所に出します。

④ 指定引取場所に自分で持込みする場合

1. 廃棄する家電のメーカー名をメモします。テレビや冷蔵庫・冷凍庫の場合は、型式・容量によって料金が異なる場合があるため、大きさも控えましょう。

参照 《家電リサイクル券センターのホームページ》

http://www.rkc.aeha.or.jp/text/p_4list.html

2. 郵便局、ゆうちょ銀行でリサイクル料金を振り込んでください。(振込手数料がかかります)

参照 《郵便局振込方式》

http://www.rkc.aeha.or.jp/text/p_procedure_p.html

3. 廃棄する家電製品に家電リサイクル券を貼ってください。

参照 《リサイクル券貼付時の注意》

http://www.rkc.aeha.or.jp/news/2005_05_24/h16001.pdf

4. 指定引取場所にお持込みください。

V 指定引取場所

中予地域の指定引取場所は2ヶ所あり、どちらの指定引取場所でも持ち込むことができます。

(1) 金城産業株式会社



| 指定引取場所 | |
|--------|--------------------------------|
| 名称 | 金城産業株式会社 |
| 所在地 | 松山市北吉田町 349-1 |
| 電話番号 | 972-3303 |
| 営業時間 | 午前8時から午後5時まで (正午から午後1時まで除く) |
| 休業日 | 日曜・祝祭日・年末年始 |

(2) 四国西濃運輸株式会社



| 指定引取場所 | |
|--------|--------------------------------|
| 名称 | 四国西濃運輸株式会社 |
| 所在地 | 東温市上村甲 980 |
| 電話番号 | 990-1313 |
| 営業時間 | 午前8時から午後5時まで (正午から午後1時まで除く) |
| 休業日 | 日曜・祝祭日・年末年始 |

VI 郵便局でのリサイクル料金振込方法

1. 事前に対象製品の内容を確認し、メモしてください。
 - ・製造業者等(メーカー名)
 - ・製品の種類
 - ・テレビの場合は、画面サイズ
 - ・電気冷蔵庫・電気冷凍庫の場合は、定格内容積
2. 郵便局の窓口で「家電リサイクル券」を受け取り、郵便局に備え付けの「料金郵便局振込方式家電リサイクル券システムご案内」で上記1の内容を確認のうえ、「家電リサイクル券」を記入してください。
3. 上記1の情報を元にリサイクル料金を確認し、家電リサイクル券の一部である「払込取扱票」を用いて、窓口又はATMにてリサイクル金額を振り込んでください。その際、振込手数料が必要となります。
4. 窓口にて振込が完了した場合、「払込取扱票」の「振替払込受付証明書」に郵便局日附印に押印があることを確認してください。ATMで振り込む場合、振込終了後に郵便局窓口で「振替払込受付証明書」の郵便局日附印に押印してもらってください。
5. 郵便局日附印に押印のある「振替払込受付証明書」を家電リサイクル券の「⑤現品貼付用片」の所定の欄に貼付してください。
6. 廃棄する家電製品の向かって右側側面上部(液晶・プラズマ式テレビのみ背面左上部)に家電リサイクル券を貼り付けます。

参照 《リサイクル券貼付時の注意》

http://www.rkc.aeha.or.jp/news/2005_05_24/h16001.pdf

Ⅶ 家電製品の引渡し状況の確認

家電リサイクル券の控えに記載している『お問い合わせ管理票番号』を使って、家電製品が製造業者等へ引き渡されたか確認できます。

■確認方法

(1) インターネットでの確認

1. 家電リサイクル券センターのホームページを開いてください。
参照 《家電リサイクル券センターのホームページ》
<http://www.rkc.aeha.or.jp/>
2. 「消費者の方へ」の「メーカー引取確認」をクリックしてください。
3. 家電リサイクル券の控えに記載している『お問い合わせ管理票番号』を入力してください。

(2) 電話による確認

1. 家電リサイクル券センターへ電話してください。
2. 家電リサイクル券の控えに記載している『お問い合わせ管理票番号』をお伝えください。

問合せ先

| 詳細は、下記連絡先にお問い合わせください。 | |
|-----------------------|---|
| 名称 | 一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センター http://www.rkc.aeha.or.jp/index.html |
| 電話番号 | 0120-319640 |
| 受付時間 | 午前 9 時から午後 5 時(日曜、祝日を除く) |
| 備考 | ホームページでは、各メーカーごとのリサイクル料金を確認できるほか、家電リサイクル券の控えに明記されたお問い合わせ管理票番号を使って、製造業者(指定引取場所)への引取年月日等を確認できます。 |